

一般社団法人かけはし 謝金支払規程

第1条（目的）

この規程は、一般社団法人かけはし（以下「本法人」という）が支払う謝金について、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（謝金対象者）

本法人の役員および職員以外の者を、この規程による謝金対象者とする。

第3条（謝金支払いの対象）

謝金支払いの対象は、代表理事又は事務局長が本法人の事業の遂行にとって必要もしくは有益であると判断し許可したものとする。

第4条（謝金の金額）

第3条に定める謝金対象者には、対価として以下の謝金を支払う。

内容	金額	備考
農園ボランティア （専門性有）	5,000円/1回	農業、園芸などの専門性のある作業
居場所講座講師 （専門性有）	5,000円/1回	調理、手話などの専門性のある方による講座講師
広報活動ボランティア （専門性有）	5,000円/1回	広報の専門性のある方による広報紙作成作業
居場所支援ボランティア （専門性有）	1,000円/1時間	教育、心理などの専門性のある方による支援
キャリア教育講座講師 （専門性有）	20,000円/1回	専門職の方によるキャリア教育講座講師
農園・居場所支援ボランティア （専門性有・通年）	3,000円/1ヶ月程度	年間を通じた農園の管理維持、居場所支援など。その都度、協議し決定する。

第5条（交通費及び宿泊費等の実費の支給）

第3条に定める謝金対象者には、第4条に定める謝金に加えて、交通費を支給する。

第6条（その他）

この規定に定めのない事項については、その都度協議にて処理する。

附 則

この規程は、2025年6月1日から適用する。